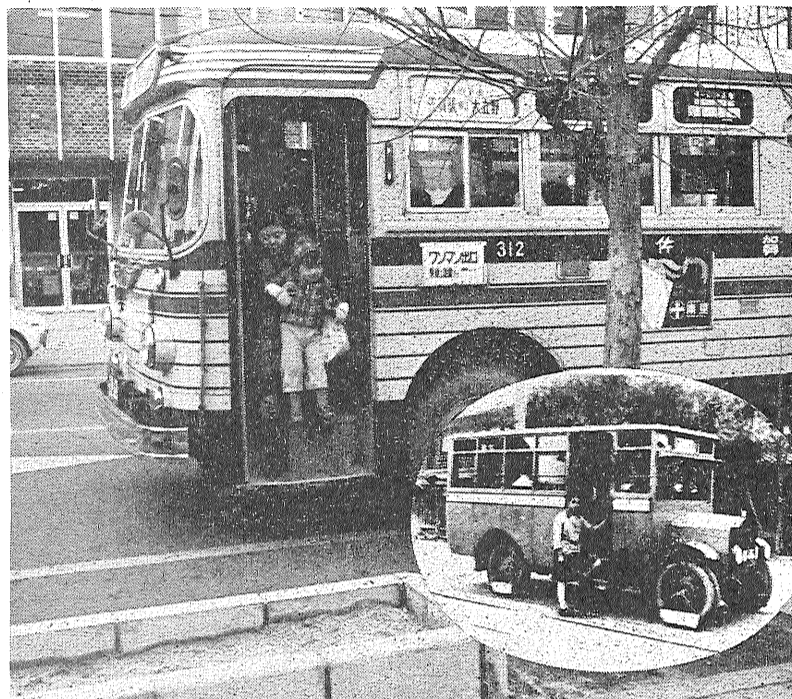




危機に直面した公共交通 改善 再建計画で脱皮をはかる



市民の足として走り続ける市営バス。円内は市内を走った最初のバス

「市民の足」確保へ

健全経営めざし再スタート

佐賀市の交通事業は、ここ数年、ぼう大な赤字をかかえて身動きできないところまで来ています。将来とも「市民の足」を確保してゆくためには、一日も早く財政をたてなおさなければなりません。今号では、大幅な赤字経営に苦しむ市営バスが、今回新しい再建計画によって、大衆の唯一の輸送機関としての使命を達成するために再出発することをお知らせして、市民のみならずの協力をお願いいたします。

市営バスの現況

最近のバス事業は、自家用車の激増、道路交通の混乱による減収や諸経費の高騰などにより極端に経営が圧迫され昭和三十九年度から収支のバランスがくずれ、いろいろの企業努力にもかかわらず一向に好転せず、三ないし四年に一回位の運賃改正もそのときどきのカンフル注射の役しか果たせず、ついに、四十八年三月までに約二億三千五百万円を超える不良債務を生じました。

健全化法の適用をうける

このような経営の悪化は、他都市の公共交通事業でも同じで、あらゆる対策にもかかわらず赤字が続く、憂慮すべき段階に立ちいたっております。国は、この全国的な傾向を重視し、先般の国会で、経営の健全化をすすめる法律(地方公共交通事業の経営の健全化の促進に関する法律)を新たに定め、公共交通事業の経営の建て直しに力を入れることになり、市営バスもこの法律の適用を受け、再建を図ることに踏み切りました。

この法律は、公共交通の収支悪化の現況から、企業自体の努力ではその再建は困難であるとして、すでに生じている不良債務を再建債の発行により一時たな上げ、この元金を国や地方公共団体の一般会計が負担することによって、まず累積赤字を解消しようというものです。また、輸送効率の低下の原因となっている都市の交通環境を、たとえば、スターミナルの整備、バス専用レーンの新増設などによって、改善していくというものです。さらに、企業自体も効率的な事業運営に努め、より一層の努力を払い、すみやかに交通事業の再建をおすすめる住民の福祉向上を図るのがその狙いです。

計画内容と企業努力

再建計画の概要は、次のとおりです。再建期間は昭和四十八年度から昭和五十七年度までの十年間で、これまでの赤字を国と市の財政援助で解消しながら、経営の改善および効率化を図っていきます。その具体的内容としては、佐賀駅の高架移転に伴うバスターミナルの建設、団体開催に備えての道路網の整備とあいまった路線の再編成を考えています。そして、非常に採算に合わない路線や民営バス路線と重複しているものなど

市営バスのあゆみ

昭和8年12月	自動車事業経営を計画
9年7月	バス事業経営免許を申請
11月	市に交通課を設置
10年11月	中型14人乗り6両、8人乗り8両の免許を受く
11年10月	バス事業開始
12年5月	横江、崎村線を買収統合する
20年7月	事務所、車庫を市役所から赤松町中館に移転
25年4月	事務所、車庫を中館から現在の愛敬町に移転
26年5月	貸切バス事業開始
27年10月	公営企業体として新たに発足
30年11月	柳川線事業開始
31年4月	交通課を交通部に改める
34年6月	金立車庫開設
38年11月	自動車整備事業の指定を受ける
41年2月	新庁舎完成
41年4月	川上線にワンマンカー初運行
42年4月	交通部を交通局に改める
45年9月	旅行あっせん業開始
47年10月	貸切ワンマン認可

現在車両 102両 47年度年間輸送人員 1,281万人
免許料 約191軒 1日当り平均乗降客 3.5万人

再建団体に

佐賀市の場合、昭和四十七年度末の累積損失約二億三千五百万円がたな上げされるので、資金面などがスムーズになります。さらに、たな上げされた元金は、一般会計が再建期間中に分割返済し、再建債の利子については、その大部分を国が負担します。また、車両購入については、五年間に限り二分の一の補助があり、交通環境などの問題については、関係行政機関の協力が得られます。

市民のみならずの協力

市営バスは、昭和十一年に発足以来、市民の足として親しまれ、約四十年間も走り続けてきたのです。その間には、戦中、戦後の燃料不足などによる苦しい時期、三十年初期ころの全盛期もありましたが、近年は、マイカーの普及や、新再建計画によって存続のために努力していきまます。市営バスは、市民の貴重な財産なのです。一日も早く再建し、利用者の利便を確保することを、ますます増大する交通需要に積極的に対処する考えですが、それには何よりも市民のみならずの深いご理解と協力が必要でありますので、よろしくお願い申し上げます。

市民ガイド

ご参加ください 保健衛生推進大会

市保健衛生推進協議会と市の主催で次のとおり保健衛生推進大会を開きます。

なお、当日は、無料血圧測定や講演会も行いますので、市民のみならずの多数のご参加をお願いします。

◇とき 三月一日、十二時半から

◇ところ 市民会館大ホール

◎講演：「骨からみた成人病」市医師会副会長・宮崎七郎先生。

海外移住の夜間相談会

佐賀県海外協会では、海外移住事業団と共催で次のとおり相談会を開きます。海外移住、海外派遣実習に関心をお持ちの方は、お気軽においでください。

◇とき 二月二十七日。午後五時から八時まで

◇ところ 青年の家(成章町)

電話機の移転申込みは早目に

引越しの時は、電話をおつけになる近くの電話柱の番号、ご近所についている電話番号もお知らせください。お申込みは、約一週間前にお願います。(佐賀電報電話局)

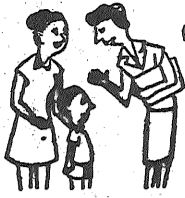
鍋島藩窯展のご案内

県立博物館では、色鍋島を中心として、全国に分散する各時代の名品を一堂に集めた「鍋島藩窯展」を開きます。郷土佐賀の文化を知るよい機会です。ぜひご覧ください。

◇会期 三月五日～二十四日。時間は、毎日午前九時～午後四時半まで(月曜と祝日の翌日は休館)

◇講演会 三月九日、午後二時から

○「色鍋島の様式美とその技法」永竹威氏。なお、聴講料は無料。



こんにちは 保健婦です

あなたの栄養知識は?

<スタミナとは?>

肉が肉(筋肉)になるといいますが、タンパク質は体の組織のどの部分にもふくまれている大切な成分で、これが不足すると、まず筋肉や血液がつかれませんかから体力がとろえます。



しかし、タンパク質だけではどうしようもないので、タンパク質(ミネラルもそう)は体の成分をつくり、糖質(でんぷんや砂糖)と脂肪はカロリーになり、ビタミンは、以上の成分が体の中でそれぞれの役割をはたすための調子を整える潤滑油の働きをします。ですからこの三つの要素を、毎日の食事でバランスよくとることが大切なわけです。

スタミナをつける食事といっても、子供と青年と40過ぎの壮年と、また老人とでは食べ物の内容が違い、さらに血圧が高い人とか、太っている人とかでも違ってくるでしょう。

要するにスタミナのつく食事は、基本的にはバランスのとれた食事ですが、たとえばタンパク質です。タンパク質には、牛乳、卵、豚肉、魚肉、大豆、ごま、レバーなどいろいろありますが、血圧の高い人には動脈硬化を予防するため、豚肉より白身の魚肉のほうがよく、脂肪も動物性よりも植物性ということになります。

市民交通災害保険 出張受付日程

受付場所	日程
本庄公民館	3月6日
巨勢	7日
西与賀	8日
嘉瀬連絡所	11日
鍋島連絡所	12日
北川副池連絡所	13日
蓮兵立公館	14日
久保泉民館	15日
高瀬松興	19日
循環新野	20日
赤勤	22日
日神	25日
	26日
	27日
	28日

受付時間は、いずれも午前10時から午後3時まで

家族ぐるみで加入を

市民交通災害保険

1か月40円で最高50万円まで補償

車の増加につれ、過密化する一方の道路事情。そんななかで、いつとなくあなたやあなたの家族が交通事故の犠牲にまきこまれるかわかりません。

そんなときのために「交通」の補償は市民の総力で「市民交通災害保険」として市民のみなさんの声で誕生した「市民交通災害保険」に加入していきましょう。

この制度は、もし不幸にして事故にあわれた場合、そのけがの程度に応じて保険金を支給し、当座の費用の一部に役立てていただく市民相互の助け合い制度です。

おとしよりから赤ちゃんまで一人でも多くの方に加入してもらおうと、保険料(掛け金)は、できるだけ安くしてあります。そして、三月六日から始まる出張受付を利用してぜひこの機会に加入し、万が一の事態に備えたいとき

①加入のしかた
市役所または銀行、信用金庫などで取り扱います。なお三月中は、別表の日程で出張受付も行ないます。

②掛け金は
一人四百八十円(二年分)です。中途申込みは、月割四十円です。

③支払われる保険金は
①死亡のとき:五十万円、②けがをして、失明したり、片手または片足を失ったとき

高いガンの死亡率

ぜひ成人病検診を

脳卒中、がん、心臓病などいわれる成人病と呼ばれる病気が、わが国の死因の一位から三位までを占め、がんの死亡率は佐賀県が全国の一、二位とまわっています。

佐賀市の場合をみてみますと、昭和四十七年中には、悪性新生物(胃・子宮がんなど)で死亡した方が二百八十八人と最も多く、この年の全死亡者の約四分の一を占めています。次に中枢神経系血管疾患(脳卒中など)二百七十九人、心臓病など二百六十九人、その他は老衰などの順となっており、全体の約六十四%が成人病と呼ばれる病気で亡くなっています。

△対象者:三十五歳以上の方
△受診料:二百五十円

市史資料

お尋ねします
お知らせ下さい

次の品物をさがしていませんか?
(1)明治十六年、佐賀県となったときの行事、ニユー

お知らせ

種痘の追加接種を実施

昨年九月に定期種痘を行いました。このときに受けられなかった方のために、次の日程で追加接種を行いますので、ぜひ受けてください。

△対象者:昭和四十七年三月から四十八年二月までに生まれた人と今年四月に小学校に入学者で、定期種痘を受けていない人。

△日時:三月六日
接種...三月十三日
検診...三月十三日
時間は、いずれも午後一時半

牛乳を無料で支給します

妊産婦と乳幼児に

おかあさんとお子さんの健康を保ち、体位の向上を図るため、妊産婦と乳児に牛乳を毎日一本または粉乳を無料で支給してあげます。次に該当される方で支給希望の方は市衛生課へ印鑑と母子健康手帳を添付の上申請書を出してください。

△受給できる方:所得税が課税されない範囲のすべての世帯の妊産婦および乳児

△支給期間:妊産婦:支給申請書を提出された月の翌月から出産された月の末日まで
乳児:出生された月の翌月から三か月間

市・県民税

申告は忘れずに!!
3月1日から15日まで

昭和四十九年度の市県民税の申告受付は三月一日から十五日までとなっています。申告を忘れず、いろいろな控除や証明がそろった、たすいへん不利にならないよう、市県民税の申告は、いりませ

申告受付日程

受付場所	受付日程
与賀庄池勢副島瀬瀬泉立庫	3月1. 2日
川木保	4. 5日
高嘉久金兵	4. 5. 6日
松公民館	5. 6. 7日
赤日循神青	6. 7. 8日
新野	7. 8. 9日
中央農協新支店	7. 8. 9日
民館	11. 12. 13日
公館	12. 13. 14. 15日
新野	7. 14. 15日

今年度から連絡所管内のほか、公民館でも受付します。連絡所管内の受付場所は、農協や農協支所です。

贈与税の申告も早目に

贈与税の申告期間は、二月一日から三月十五日までとなっています。

申告をしなければならぬ方は、四十八年中に個人からもらった財産の価額が四十万円をこえる方や四十万円以下でも四十八年中に二十万円をこえる価額の財産をもらい、かつ、同じ人から四十七年か四十六年にも二十万円をこえる価額の財産をもらっている方。

なお、夫婦間の贈与には配偶者控除の特例条件がありますので、くわしくは、税務署へおたずねください。

郷土の資料をマイクログラフ保存

郷土の資料をマイクログラフ保存

県立図書館では、郷土の歴史資料の収集とマイクログラフ化を進めています。

これは、家の改築などで古くから伝わってきた昔の文書、記録や絵地図などが散逸するおそれがありますので、貴重文化財の保存のために、マイクログラフ化を行っています。

みなさんの中で、このような資料をお持ちの方は、県立図書館(電話2111)または市教育委員会(電話3151)へご連絡ください。

三月十五日までに
三月末日で連絡員の任期が満了となりますので、新たに昭和四十九年度の佐賀市連絡員をそれぞれ地区で推せん

電報は電話で

電報は電話で

電報は、電話で発信されるので便利です。局番なしの「115」番ダイヤル①①あな